

令和元年 第 10 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 10 月 15 日 (火) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 39 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 11 名
4. 欠席委員数 4 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	欠
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	欠	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	欠
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

1 番 麻生 祐三子 2 番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係 長 藤田 鉄也
係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 62 号 現況証明 (非農地証明) について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、11 名です。
過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、

会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は11名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんをお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第10回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午前9時07分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私（議長）から指名いたします。

1番 麻生祐三子 委員、2番 後藤綾子 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和元年第9回定例総会から本日の令和元年第10回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、会長報告として2ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。

（資料1の会長報告を朗読）

議長 私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、本日はそれぞれの報告はないようです。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

それでは、「議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地

利用集積計画の決定について」及び「議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので、一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしく申し上げます。

それでは農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書の第 58 号をご覧ください。議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年 10 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 2 ページをお開きください。2 ページには令和元年 10 月 16 日公告予定分集計を載せております。（議案書に基づいて令和元年 10 月 16 日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、議案書の 5 ページをご覧ください。農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年 10 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 6 ページをお開きください。6 ページには農用地利用配分計画 4 件の一覧表を載せております。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 59 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 59 号について、原

案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午前 9 時 16 分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午前 9 時 17 分）

議長 次に「議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案書の 1 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 3 番の案件につきましては、5 番委員の本人が関係していることから、まず先に番号 1 番と番号 2 番の 2 案件を審議し採決します。その後、農業委員会会議規則に基づき、5 番委員に退席をお願いし、審議の上採決することとしますので、よろしく願いします。

それでは、番号 1 番及び番号 2 番までの 2 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 まず、番号 1 番の 1 案件を 2 番 後藤 綾子 委員をお願いいたします。

2 番委員 2 番 三重の後藤綾子です。10 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲渡人と譲受人は親子で、一緒に農業を営んでいます。

譲受人は、2 筆農地を所有していますが、残りの農地について、所有者である譲渡人の父が高齢のため、今後のことを考え、親子間の使用貸借を解消し贈与による名義変更をしたいと思い、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、86アールとなり下限面積の40アールを超えています。
また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、
問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。10月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

申請地は耕作上利便性が良くなることから、譲受人が父の代から経営してきた農地でした。この度、譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、贈与での話がまとまり、申請を行ったものです。

なお、譲受人の住所地は大分市となっておりますが、週末は大分市で生活しており、それ以外には実家のある緒方町平石で母と生活をしています。

譲受人の権利取得後の経営面積は、140アールとなり、下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第60号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第60号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第60号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、番号3番の1案件を審議しますので、5番委員は退席をお願いいたします。

(5番委員退席)

議長 次に、番号3番の1案件を45番 岡本静 委員にお願いいたします。

45番委員 45番、犬飼の岡本静です。10月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、貸人●●●●さんから借人●●●●さんへの貸借権の設定についてであります。

貸人と借人は、親子で家族経営協定を結んで一緒に農業を営んでいます。

貸人が後継者である借人に農業経営を移譲するため、所有地を使用貸借することで協議し、今回申請するものです。

借人の権利設定後の経営面積は281アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第60号の番号3番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第60号の番号3番の案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第60号の番号3番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号3番の案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 5番委員の入室を認めます。

(5番委員入室)

議長 次に、「議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面も

お開きください。

「議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番の 1 案件を 2 番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2 番委員 2 番 三重の後藤綾子です。10 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。
申請地は、山際の耕作に不適な農地であったため、昭和 40 年 4 月頃、申請者の亡夫が杉の植林を行い、現在杉 15 本が生育されており、これまで山林として管理してきました。
今回、農地法の許可が必要ながわかり、是正のための申請を行ったものです。
審査の結果、許可基準の農地区分 第 2 種農地のその他の農地 に該当し、許可基準の 1 1 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 61 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 61 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。
これから採決します。議案第 61 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 62 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説

明を求めます。

事務局 引き続き議案書の2ページをご開きください。あわせて概要書もお開きください。
「議案第62号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を2番 後藤綾子 委員にお願いいたします。

2番委員 2番 三重の後藤綾子です。10月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。

申請地は、申請者の母が病気により耕作できなくなり、その後相続したが、今後も耕作再開の見込みはないため、申請したものです。

判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。

地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第62号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第62号の番号1番の1案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これより採決します。議案第62号の番号1番の1案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第62号 非農地証明について」の番号1番の1案件については、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和元年第10回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長

時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午前9時35分)

議事録署名委員 1番委員 麻生 祐三子

〃 2番委員 後藤 綾子
